

発行/ 芦屋市役所
〒659 - 8501兵庫県芦屋市精道町7番6号
■問い合わせ
保健センター(健康課)
☎ 31-1586/FAX31-1018
〒659 - 0065 芦屋市公光町5番10号



新型インフルエンザ

ワクチンの接種について

今回の新型インフルエンザウイルスは、感染力は強いのですが、多くの感染者は、かかっても軽症のまま回復しています。また、タミフル等の治療薬も有効です。ただし、国民の大多数に免疫がなく、感染が拡大する可能性があることや、糖尿病やぜん息などの基礎疾患があるかた・妊婦のかたなどは、重症化する可能性のあることが懸念されています。



■ワクチン接種対象者の考え方
今回の新型インフルエンザの予防接種については、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと、そのために必要な医療を確保することを、その目的としています。
そのため、次に示すように死亡や重症化のリスクが高いかたを優先すること、またそのかたがたの治療に従事する医療従事者を優先することを基本的な方針としています。

■優先接種対象者の範囲・順位

新型インフルエンザ患者の診察に直接従事する医療従事者(救急隊員含む)
基礎疾患を有する者(慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、神経疾患、神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患)
妊婦
一歳から小学校三年生までの小児一歳未満の小児の保護者、優先接種対象者のうち身体的な理由により予防接種が受けられないかたの保護者等
小学校四年生から高校生のかた六十五歳以上のかた

■医療機関窓口提出書類

基礎疾患を有するかた
優先接種対象者証明書
*かかりつけ医が接種する時は必要ありません。
妊婦のかた
母子健康手帳
一歳から小学校三年生
母子健康手帳または各種健康保険被保険者証
一歳未満の小児の保護者
母子健康手帳または各種健康保険被保険者証、住民票等
優先接種対象者のうち、身体的な理由により予防接種が受けられないかたの保護者
優先接種対象者証明書、各種健康保険被保険者証または住民票等
小学校四年生から高校生のかた
各種健康保険被保険者証
六十五歳以上のかた
各種健康保険被保険者証、運転免許証または住民票
*かかりつけ以外の医療機関で接種される場合は、かかりつけ医で、優先接種対象者証明書の発行を依頼してください。



噂やデマに惑わされず、常に正しい情報を入手しましょう！



新型インフルエンザワクチンの接種を受けることが適当でないかた、接種時に注意が必要なかた

【予防接種を受けることが不適当と考えられるかた】
新型インフルエンザワクチンの予防接種が不適当と考えられるかたは、基本的に季節性インフルエンザワクチンと同様、次のようなかたと考えられます。

- 明らかな発熱を呈しているかた
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなかた
- 接種を行う新型インフルエンザワクチンの成分によって、アナフィラキシー(即時性の過敏症アレルギー)を呈したことがあることが明らかなかた
- 上記に掲げるかたのほか、予防接種を行うことが不適当な状態にあるかた

【接種の判断をするのに、注意を要するかた】
次のいずれかに該当すると認められる場合は、医師が健康状態・体質を助産し、診察・接種適否の判断を慎重に行うなど、注意して接種します。

- 心臓血管系疾患・腎臓疾患・肝臓疾患・血液疾患・発育障害等の基礎疾患を有するかた
- 以前の予防接種で接種後2日以内に発熱したかたや、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがあるかた
- 過去にけいれんの既往のあるかた
- 過去に免疫不全の診断がなされているかたや、近親者に先天性免疫不全症のかたがいるかた
- 気管支ぜんそくのあるかた
- 本剤の成分または鶏卵・鶏肉・その他鶏由来のものに対して、アレルギーを呈する恐れのあるかた



※高校生・健康な高齢者は、現在、輸入ワクチンによる対応となっていますので、今後、輸入ワクチンが入り次第、スケジュールに掲載します。

※ワクチンの供給状況や接種回数の変更等により、スケジュールが変更される可能性があります。

【ワクチン接種スケジュール】

- 11月16日⇒ 妊婦
- 11月16日⇒ 基礎疾患(最優先)
- 12月上旬⇒ 基礎疾患(その他)
- 12月中旬⇒ 1歳~小学校3年生まで
- 平成22年1月上旬⇒ 1歳未満児の保護者
- 平成22年1月以降⇒ 小学校4~6年生
- 平成22年1月以降⇒ 中学生

<11月5日現在 兵庫県スケジュール>

■接種時期
ワクチンの接種時期は、おむね左図のとおりです。